

北海道市町村立高等学校等学び直し支援金実施要領

(平成27年10月30日 学校教育局長決定)
(平成28年 3月28日 一部改正)
(平成29年 3月30日 一部改正)
(平成30年 9月 3日 一部改正)
(平成31年 3月22日 一部改正)
(平成31年 4月26日 一部改正)
(令和 2年 3月30日 一部改正)
(令和 3年 5月20日 一部改正)
(令和 3年 5月21日 一部改正)
(令和 3年 5月27日 一部改正)
(令和 4年 6月 7日 一部改正)
(令和 4年 7月25日 一部改正)

第1 趣旨

この要領は、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定。）に基づく補助金（以下「学び直し支援金」という。）の交付について規定する北海道市町村立高等学校等学び直し支援金交付要綱（平成27年10月27日教育長決定。以下「交付要綱」という。）の事務の取扱いに関し必要な事項を定める。

第2 受給資格の認定

- 1 交付要綱第3条に該当（ただし（3）について高等学校（定時制・通信制課程）は48月を超える者、（6）について高等学校全日制課程及び中等教育学校後期課程（以下、「高等学校（全日制課程等）」という。）は学び直し支援金の支給を通算して12月以上受けていない者（高等学校（定時制・通信制課程）は24月以上））し学び直し支援金を受給しようとする者（以下「申請者」という。）は、在学する市町村立高校等（交付要綱第3条中の市町村立高校等をいう。以下同じ。）の設置者（以下「学校設置者」という。）が別に定める日までに、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書（別記第1号様式。以下「受給資格認定申請書」という。）に保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（以下「政令」という。）第1条第2項に規定する保護者等をいう。以下この要領において同じ。）の課税証明書等（政令第1条第2項に規定する課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類又は個人番号が確認できる書類（個人番号カードの写し個人番号が記載された住民票の写し等）をいう。以下この要領において同じ。）を添付して在学する市町村立高校等の校長（以下「校長」という。）を經由し学校設置者に提出しなければならない。

なお、申請者が再入学した高等学校が単位制の高等学校である場合は、当該単位制高等学校の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数を合算した単位数が74単位を超えていないかを確認すること。

- 2 学校設置者は、申請者から受給資格認定申請書及び保護者等の課税証明書等（以下「受給資格認定

申請書等」という。)が提出された場合、支給要件等を確認の上、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請者一覧(別記第2号様式。以下「受給資格認定申請者一覧」という。)を作成し、提出された受給資格認定申請書等とともに北海道教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出するものとする。

- 3 教育委員会は、第2の2の提出があった場合、保護者等の個人番号を利用して所得確認を行うとともに、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金受給資格認定審査表(別記第3号様式。以下「受給資格認定審査表」という。)により、提出された受給資格認定申請書等を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定し、その結果に基づき北海道市町村立高等学校等学び直し支援金受給資格認定結果通知(別記第4号様式。以下「受給資格認定結果通知」という。)及び北海道市町村立高等学校等学び直し支援金受給資格認定結果一覧(別記第4号別添様式。以下「受給資格認定結果一覧」という。)を作成し、学校設置者に通知する。
- 4 学校設置者は、第2の3の通知に基づき、認定の場合は、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定について(別記第5号様式。以下「受給資格認定通知」という。)及び北海道市町村立高等学校等学び直し支援金の支給額について(別記第6号様式。以下「支給額通知」という。)、不認定の場合は、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定について(別記第7号様式。以下「受給資格不認定通知」という。)を作成し、校長を経由し申請者に各々通知するものとする。
- 5 交付要綱第6条のとおり、交付期間は最大24月(ただし高等学校(全日制課程等)は12月(高等学校(定時制・通信制課程)は24月))であることを申請者にあらかじめ周知すること。

なお、学び直し支援金の支給期間は、就学支援金の支給期間終了後、その初日において高等学校に在学していた月を一月として計算するものとし、学び直し支援の対象者が別の高等学校に再入学する場合の支給期間については、次のイ及びロとする。

イ) 高等学校(全日制課程等)から高等学校(定時制・通信制課程)に再入学する場合

学び直し支援の対象者(所得制限等により受給資格を有していない者を含む。以下同じ。)が、高等学校(定時制・通信制課程)以外の高等学校(全日制課程等)を退学し、高等学校(定時制・通信制課程)に再入学する場合、再入学後の高等学校(定時制・通信制課程)における残支給期間については、前籍校の高等学校(全日制課程等)における学び直し支援金の支給期間を2倍して計算するものとする。

ロ) 高等学校(定時制・通信制課程)から高等学校(全日制課程等)に再入学する場合

学び直し支援の対象者が、高等学校(定時制・通信制課程)を退学し、高等学校(定時制・通信制課程)に再入学する場合、再入学後の高等学校(全日制課程等)における残支給期間については、前籍校の高等学校(定時制・通信制課程)における学び直し支援金の支給期間を2分の1して計算するものとする。

第3 収入状況の届出

- 1 第2により教育委員会の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)は、学校設置者が別に定める日までに、収入状況の届出を目的とした北海道市町村立高等学校等学び直し支援金収入状況届出書(別記第1号様式。以下「収入状況届」という。)に保護者等の課税証明書等を添付して校長を経由し学校設置者に提出しなければならない。ただし、既に保護者等の個人番号が確認できる書類を提出しており、個人番号の利用によって所得確認が行われている生徒は、収入状況届及び保護者等の課税

証明書等（以下「収入状況届等」という。）の提出を要しない。

なお、期日までに収入状況届等を提出しない場合は、当該受給権者に対する学び直し支援金の支払いを一時差し止めるものとする（以下「一時差止め」という。）。支払いの一時差止め期間は7月から翌年6月を基本とし、期限を超過して収入状況届等の提出があった場合は、提出があった翌月分から支給する。ただし、提出しなかったことに正当な理由があった場合は当該年度分に限り遡って支給する。

- 2 学校設置者は、受給権者から収入状況届等が提出された場合、内容を確認の上、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金収入状況届出者一覧（別記第8号様式。以下「収入状況届出者一覧」という。）を作成し、8月1日までに収入状況届等とともに教育委員会に提出するものとする。
- 3 教育委員会は、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金収入状況審査表（別記第9号様式。以下「収入状況審査表」という。）により、毎年、課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額が更新される月に、受給権者から提出された保護者等の個人番号を利用して所得確認を行うとともに、第3の2の提出があった場合、提出された収入状況届等を審査し、一時差止め、資格消滅又は継続支給を決定し、その結果に基づき北海道市町村立高等学校等学び直し支援金収入状況審査結果通知（別記第10号様式。以下「収入状況審査結果通知」という。）及び北海道市町村立高等学校等学び直し支援金収入状況審査結果一覧（別記第10号別添様式。以下「収入状況審査結果一覧」という。）を作成し、学校設置者に通知する。
- 4 学校設置者は、第3の3の通知に基づき、一時差止めの場合は、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金の支払の一時差止めについて（別記第11号様式）、資格消滅の場合は、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金の受給資格の消滅について（別記第12-1号様式。以下「受給資格消滅通知」という。）、継続支給の場合は、支給額通知を作成し、校長を經由し受給権者に通知するものとする。
- 5 受給権者が一時差止めの期間の中途に受給資格認定申請書を学校設置者に提出した場合は、現在の認定を放棄して新たに認定を申請したとみなし、学校設置者及び教育委員会は第2により対応するものとする。

第4 受給資格の消滅

- 1 受給権者が、転学又は退学した場合、学校設置者は、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金受給資格消滅者一覧（別記第13号様式）を作成し、教育委員会に提出するものとする。
- 2 教育委員会は、第4の1の提出があった場合、審査を行い、資格消滅を決定し、その結果に基づき北海道市町村立高等学校等学び直し支援金受給資格消滅結果通知（別記第14号様式）及び北海道市町村立高等学校等学び直し支援金受給資格消滅結果一覧（別記第14号別添様式）を作成し、学校設置者に通知する。
- 3 学校設置者は、第4の2の通知に基づき、受給資格消滅通知（別記第12-2号様式）を作成し、校長を經由し受給権者に通知するものとする。
- 4 受給権者又は受給権者であった者が、受給資格消滅通知の紛失等により、学び直し支援金の支給実績を示す証明書の発行を申請する場合は、在学する又は在学していた学校設置者を經由し、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金の支給実績証明書発行申請書（別記第15号様式）を教育委員会に提出するものとする。
- 5 教育委員会は、第4の4の申請があった場合は、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金の支給実績証明書（別記第16号様式）を作成し、学校設置者を經由し、申請を行った者に送付する。

第5 学び直し支援金の支給停止及び再開

- 1 受給権者は休学する場合、校長を経由し学校設置者に対し、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金の支給停止申出書（別記第17-1号様式。以下「支給停止申出書」という。）を提出し、学び直し支援金の支給の停止を申し出ることができる。
- 2 学校設置者は、第5の1の提出があった場合、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金支給停止申出者一覧（別記第18号様式）を作成し、提出があった支給停止申出書とともに教育委員会へ提出するものとする。
- 3 教育委員会は、第5の2の提出があった場合、学び直し支援金の支給停止を決定し、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金支給停止結果一覧（別記第19号様式）及び北海道市町村立高等学校等学び直し支援金の支給の停止について（別記第20号様式。以下「支給停止通知」という。）を作成し、学校設置者に送付する。
- 4 学校設置者は、第5の3の送付があった場合、教育委員会から送付があった書類のうち、支給停止通知を、校長を経由し受給権者に送付するものとする。
- 5 学び直し支援金の支給を停止されている受給権者が、復学した場合は、学校設置者が別に定める日までに、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金の支給再開申出書（別記第17-2号様式。以下「支給再開申出書」という。）に収入状況届等を添付して校長を経由し学校設置者に提出するものとする。ただし、保護者等の個人番号が確認できる書類を提出している場合又は既に復学日に属する月における保護者等の課税証明書等を提出している場合は、当該課税証明書等を改めて添付することを要しない。
- 6 学校設置者は、第5の5の提出があった場合、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金支給再開申出者一覧（別記第21号様式）を作成し、提出があった支給再開申出書、収入状況届等（以下「支給再開申出書等」という。）とともに教育委員会に提出するものとする。
- 7 教育委員会は、第5の6の提出があった場合、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金支給再開審査表（別記第22号様式）により提出された支給再開申出書等の審査を行い、一時差止め、資格消滅又は学び直し支援金の支給再開を決定し、その結果に基づき北海道市町村立高等学校等学び直し支援金支給再開結果一覧（別記第23号様式）及び北海道市町村立高等学校等学び直し支援金の支給の再開について（別記第24号様式。以下「支給再開通知」という。）を作成し、学校設置者に送付する。
- 8 学校設置者は、第5の7の送付があった場合、教育委員会から送付があった書類のうち、支給再開通知を、校長を経由し受給権者に送付するものとする。

第6 変更事項の届出等

- 1 受給権者は保護者等について変更があったときは、変更があった保護者等の課税証明書等を添付して収入状況届を、校長を経由して学校設置者に提出するものとする。なお、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の課税証明書等を提出しているときは、当該課税証明書等を改めて添付することを要しない。
また、保護者等について変更があったことで新たに支給要件を満たすことになった生徒は、受給資格認定申請書等を提出することができる。
- 2 学校設置者は、第6の1の提出があった場合、収入状況届等又は受給資格認定申請書等の内容を確認した上で、収入状況届出者一覧又は受給資格認定申請者一覧を作成し、教育委員会に提出するもの

とする。

- 3 教育委員会は、第6の2の提出があった場合、保護者等の個人番号を利用して所得確認を行うとともに、収入状況審査表又は受給資格認定審査表を作成して提出された収入状況届等又は受給資格認定申請書等を審査し、資格消滅、支給継続又は受給資格の認定、不認定を決定し、その結果に基づき収入状況審査結果通知及び収入状況審査結果一覧又は受給資格認定結果通知及び受給資格認定結果一覧を作成し、学校設置者に通知する。
- 4 学校設置者は、第6の3の通知に基づき、資格消滅の場合は、受給資格消滅通知、新たに認定となった場合は、受給資格認定通知及び支給額通知、不認定となった場合は、受給資格不認定通知を作成し、校長を経由し受給権者及び申請者に通知するものとする。

第7 受給権者台帳の作成及び管理

- 1 教育委員会は、学び直し支援金の受給資格の認定を行ったときは、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金受給権者台帳（別記第25号様式。以下「受給権者台帳」という。）を作成する。
- 2 教育委員会は、異動状況等を受給権者台帳に整理し、その写しを学校設置者に送付する。

第8 学び直し支援金の支払

- 1 教育委員会から学校設置者に対する学び直し支援金の交付手続きは、別に定める交付要綱によるものとする。
- 2 学校設置者は、受給権者に代わって学び直し支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

第9 支給実績証明書の発行

- 1 受給権者又は受給権者であった者は、学び直し支援金の支給実績証明書の発行を申請する場合は、在学する又は在学していた学校設置者を経由し、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金の支給実績証明書発行申請書（別記第15号様式）を教育委員会に提出するものとする。
- 2 教育委員会は、第9の1の申請があった場合は、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金の支給実績証明書（別記第16号様式）を作成し、学校設置者を経由し、申請を行った者に送付する。

附 則

この要領は平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日学校教育局長決定）

この要領の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日学校教育局長決定）

この要領の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月3日高校配置担当局長決定）

この要領の一部改正は決定の日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

附 則（平成31年3月22日高校配置担当局長決定）

この要領の一部改正は決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（平成31年4月26日高校配置担当局長決定）

この要領の一部改正は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日高校配置担当局長決定）

この要領の一部改正は、令和2年4月1日から施行し、令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている生徒については、令和2年7月から適用する。

また、令和2年3月以前から学び直し支援を受けている生徒についても、令和2年4月以降は改正後の支給限度額を適用するものとし、令和2年4～6月分の支給額決定に際して、令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている生徒については、改めての所得判定を不要とする。

附 則（令和3年5月20日高校配置担当局長決定）

この要領の一部改正は決定の日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

附 則（令和3年5月21日高校配置担当局長決定）

この要領の一部改正は決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年5月27日高校配置担当局長決定）

この要領の一部改正は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年6月7日道立学校配置・制度担当局長決定）

この要領の一部改正は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年7月25日道立学校配置・制度担当局長決定）

この要領の一部改正は、決定の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。